

一般社団法人 鹿児島県建築協会 鹿屋支部  
鹿屋土木協同組合  
鹿屋電気会  
鹿児島県建設業協会 鹿屋支部  
鹿屋肝属電気設備協同組合  
鹿屋緑化建設業協会  
鹿屋上下水道工事協同組合  
鹿児島県板金塗装工業協同組合鹿屋支部  
鹿屋・肝属測量設計業同友会  
一般社団法人 鹿児島県建築士事務所協会 大隅支部

鹿財第395号  
令和8年3月2日

様

鹿屋市長 郷原 拓男

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の特例措置について（依頼）

平素より、本市の建設行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年3月から適用する公共事業設計単価表について、鹿児島県における公共工事設計労務単価は全職種平均で約7.3%、設計業務委託等技術者単価は約4.3%上昇したところです。

このことに伴い、本市においても今回の労務単価の上昇を確実に技能労働者の賃金引上げにつなげるための措置として、別紙のとおり特例措置を講じることとしましたので、趣旨をご理解の上、適切に対応していただきますようお願いいたします。

つきましては、御理解を賜り、貴下会員への周知等について、御配慮方よろしくお願いいたします。

【問合せ先】

鹿屋市総務部財政課  
契約検査室（本庁7階）  
TEL：0994-31-1178

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）の特例措置について

## 1 措置の概要

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、2に定める工事及び建設コンサルタント業務等（以下、「対象工事等」という。）の受注者は、請負代金額（業務委託料）の変更の協議を請求することができることとします。

## 2 具体的な取扱い

令和8年3月1日以降に契約を締結する対象工事等のうち、令和7年3月から適用した公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価により予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額（業務委託料）に契約変更を行います。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び $k$ は、それぞれ以下を表すものとします。

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価（契約時点の最新設計単価）により積算された変更設計額

$k$ ：当初契約の落札率

## 3 変更協議請求書

新労務単価に基づいた請負代金額への変更協議を請求される場合は、変更協議請求書（別記様式1-1又は1-2）（市ホームページ掲載）を速やかに工事主管課に提出してください。

## 4 協議により請負代金額変更となった場合

当該特例措置により請負代金額を変更した場合は、特例措置の趣旨を御理解いただき技能労働者への賃金水準引上げ等について、適切に対応されるようお願いいたします。

また、下請け業者との契約を締結している場合は、契約金額の見直し等の適切な対応をしていただき、変更契約書等（写し）を工事主管課へ提出していただきますようお願いいたします。